

川内原発「司法は不安に応えたか」

今日4月11日は福島第一原発事故から5年と1ヶ月経つ。事故の原因は定かではなく、いまなお約10万の人が避難生活を送る。そんな原発事故をけっして忘れることはできない。だが、あの福島の事故を忘れたかのような決定が下された。

写真は朝日新聞6日夕刊。記事リードから一原発への不安を訴える住民らの声は、またも届かなかった。九州電力川内原発の運転差し止めを求めた仮処分申し立てを退けた福岡高裁宮崎支部の6日の判断に、住民らから落胆と憤りの声が上がった。一方、稼働を容認する人たちや九電社員からは安堵の声が漏れた。



表題は同紙7日の社説タイトルだ。新規制基準は福島事故の教訓も採り入れ、不合理とはいえない。耐震設計についても「過小評価とは言えない」。そんな理由を高裁は述べた。関西電力高浜3、4号機(福井県)の停止を命じた3月の大津地裁の決定とは対照的だ。福島の事故後、国民は原発の安全性に強い不安を抱いた。それを考慮すれば、どちらが国民の不安を十分に踏まえた判断といえるかは明らかだ。

同日の毎日社説も、「疑問が残る高裁の判断」と問題を投げかける。中日社説は「福島の教えはどこへ3・11の教訓無視だ 納得できようか」と厳しく批判する。これらと対照的なのが読売社説だ。参考までに長めに紹介しよう。

ゼロリスクに固執せずに、一定の危険性を想定して対処する。原子力発電所の安全対策の要諦を的確に押さえた決定である。決定は、福島第一原発事故後に原子力規制委員会が定めた新規制基準について、「最新の科学的、技術的知見を踏まえている」と評価した。「耐震安全性の確保という点で極めて高度な合理性を有している」との見解も示した。伊方原発訴訟で、専門的知見に基づく行政の判断を尊重した1992年の最高裁判決に沿った考え方だ。妥当な結論である。最新の科学技術の水準をもってしても、安全確保には限界があることを踏まえた極めて現実的な判断と言えるだろう。

大津地裁と福岡高裁、裁判所の判断も大きく異なるが、新聞も同じだ。読売・産経は異様と言えるような見解も示しており、安倍政権の原発推進路線を「後押し」している。安保や憲法、沖縄とともに、原発でも最大部数を誇る読売の論調に警戒しなくてはならない。

(2016年4月11日)